

地球温暖化防止実行計画の実施状況

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項（計画に基づく措置及び施策の実施状況の公表）に基づき、以下のとおり実施状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、各々の取組を実施し、計画期間である令和元年度から令和12年度までの12年間で基準年度（平成30年度）に比べて、8%削減することを目標とします。

2. 実施状況

組合の事務・事業における温室効果ガス排出量の大部分を占めるのは、廃プラスチック類の焼却及び電気の使用量です。

【基準年度比における温室効果ガスの削減量（率）】

（単位：kg-CO₂、%）

	基準年度 平成30年度	1年目 令和元年度	2年目 令和2年度				
排出量	7,330,615	7,075,880	7,355,846				
削減量	—	254,735	-25,231				
削減率	—	3.5	-0.3				

計画期間の削減率目標

8.0

3. 実施状況の点検

令和元年度から第1次計画に引き続き、第2次地球温暖化防止実行計画を策定し、計画期間12年間で温室効果ガスを8%削減することを目標に掲げました。

2年目となる令和2年度の削減率は、基準年度に比べて0.3%の増加となりました。大きな要因として、焼却ごみに含まれる廃プラスチック類の割合の増加が原因でした。

本計画期間中において、御坊広域清掃センター基幹的設備改良工事、御坊クリーンセンター更新事業を予定しており、温室効果ガス排出量（電気使用量等）について大きな変動が予想されますが、目標達成に向け組合全体で取り組んでいきます。

本計画の推進には、職員一人ひとりの取組が重要となりますので、今後もさらに、地球温暖化防止に対する職員の意識高揚を図り、目標達成に向けた取組みを着実に進めていきます。